

# 水道法水質目標管理設定項目の農薬類における 目標値と分類の見直し



2021年6月30日に厚生労働省で開催された2021年度第1回水質基準逐次改正検討会において、農薬類について、見直し案が下記の通り検討されました。

## ①目標値の見直し

内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価の結果が示され、現行評価値と異なる評価値や新たに評価値を得られたため、目標値を見直すことになりました。

| 略号    | 農薬名      | 改正案(mg/L) | 現行値(mg/L) | 対応方針 |
|-------|----------|-----------|-----------|------|
| 対-104 | ホスチアゼート  | 0.005     | 0.003     | 緩和   |
| 要-006 | クロロピクリン  | 0.003     | -         | 新規   |
| 他-011 | ウニコナゾールP | 0.05      | 0.04      | 緩和   |

## ②イプフェンカルバゾンを対象農薬リスト掲載農薬類に分類

出荷状況や水道の原水及び浄水で検出率や最大検出濃度についても、他の農薬と比較して大きいこと等から、イプフェンカルバゾンを要検討農薬類から対象農薬リスト掲載農薬類へと分類を変更することが適当と考えられました。

## ③対象農薬リスト掲載農薬類メチダチオンについて

塩素と速やかに反応し、20分間の接触時間で完全に消失してオキソン体が生成されたこと、更に、生成されたオキソン体は4日後においても半分程度が残存していることが確認されました。このため、オキソン体についても新たに検査の対象とし、原体の濃度に、オキソン体を原体の濃度に換算したものを合算してメチダチオンの濃度とすることになりました。

上記の改正案について、30日間のパブリックコメントを行い、パブリックコメントの結果を踏まえ必要に応じて改正案を見直し、他の改正事項と併せて、年度内に開催する厚生科学審議会生活環境水道部会です承を得た上で、2022年4月1日から適用する予定です。

当社は水道法第20条に基づく厚生労働大臣登録の水質検査機関及び水道GLP並びにISO/IEC17025認定試験所として、長年の水質検査の実績があります。お気軽に、お問合せ下さい。

資料 [2021年6月30日付 厚生労働省 2021年度第1回水質基準逐次改正検討会資料](#)

分析技術箇所 長谷川知草

### 消毒副生成物の検査の期間です！

特定建築物に該当する建物は、定期で水質検査が義務付けられています。中でも消毒副生成物の12項目は、水質検査の実施時期が決められており、6月～9月の間に実施する必要があります。詳しくは下記URLからご覧いただけます。

特定建築物における水質検査:<http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR08005.pdf>

